

遺言三種

森鷗外

青空文庫

遺言

壱 予ハ予ノ死後遺ス所ノ財産ヲ両半ニ平分シ左ノ式条件ヲ附シ
テ壱半ヲ予ノ相続者予ノ長男森於菟ニ与ヘ壱半ヲ予ノ母森みね
ニ与フベシ

弐 予ノ祖母森きよノ生活費予ノ妻森しけガ生家荒木氏ニ復籍シ
若クハ他家ニ再嫁スルニ至ルマデノ生活費予ノ弟潤三郎ガ他家
ニ養ハレ若クハ自活ノ方法成立スルニ至ルマデノ生活費及教育
費予ノ長女茉莉ガ他家ニ嫁スルニ至ルマデノ生活費及教育費並
他家ニ嫁スル時ノ支度費ハ予ノ死後森於菟ガ予ノ与フル所ノ財

産及其利子ノ壹部ヲ以テ負担スヘキコト是ヲ条件ノ壹トス

参 予若シ森於菟ガ未ダ丁年ニ達セザル時ニ死セバ森於菟ノ財産
ハ森しけヲシテ管理セシメズ予ノ弟森篤次郎及予ノ妹小金井キ
ミヲシテ管理セシムルコト是ヲ条件ノ式トス

肆 右第参考号ノ条件ハ予ヲシテ此遺言ヲ為サシムル動機ノ存スル
所ナルガ故ニ予ハ茲ニ右条件ノ已ム可カラザル所以ヲ特ニ言明
ス即チ森しけガ森於菟ト同居年ヲ踰エナガラ正当ナル理由ナク
シテ絶テ之ト言ヲ交ヘズ既ニシテ又正当ナル理由ナクシテ森み
ね及森潤三郎ト同居ヲ継続スルコトヲ拒ミ右參人ニ対シテ惡意
ヲ挾ミ到底予ノ遺族ノ安危ヲ託スルニ由ナキコト是ナリ

伍 予若シ森於菟ガ未ダ丁年ニ達セザル時ニ死シテ予ノ遺族恩賜

金ヲ受ケ若クハ寡婦孤児扶助料ヲ受クルトキハ縱令其恩賜若ク
 ハ扶助ハ森しけノ名ヲ以テセラレンモ予ハ右第参考号ノ管理者ヲ
 シテ之ヲ管理セシメ以テ予ノ遺族全体ノ安全ヲ謀ランコトヲ欲
 ス

陸 此遺言証書ハ予ノ母森みねヲシテ管理セシム

漆 此遺言ノ執行ハ富塚玖馬氏及予ノ妹婿小金井良精ニ委任ス

遺言

予ハ明治三十七年從軍セシ時遺言ヲ作リシニ其後家族ニ生歿アリ

テ事情一変セリ故ニ更ニ遺言スルコト下ノ如シ

一、有価証券並預金現金ハ小金井喜美、森（分家）潤三郎ニ与フル各千円計貳千円ヲ控除シ残余ヲ

二分シ半ハ於菟ニ与ヘ半ハ更ニ三分シテ茉莉、杏奴、類ニ平等ニ
与フ

二、本郷ノ地所家屋ハ東半部強ヲ於菟ニ西半部弱（賀古鶴所ヨリ
買取りシ地所並之ニ属スル家屋）ヲ類ニ与フ

三、日在ノ夷隅川岸ノ地所家屋ハ志げニ与フ

四、日在ノ御門停車場脇ノ地所ハ於菟ニ与フ

五、家財（伝家ノ物品、恩賜ノ物品及一切ノ書籍ヲ除ク）ハ荒木
博臣遺物並新年賀式用器具一揃ヲ志げニ与ヘ残余中ヨリ於菟ヲシ

テ志げ、喜美、潤三郎ト協議シ親戚故旧ニ贈ルベキ遺物ヲ選定セシメ其残余ハ於菟、類ヲシテ適宜ニ之ヲ分タシム

六、遺著ヨリ生ズル収入ハ於菟、茉莉、杏奴、類ニ平等ニ分チ与フ於菟ハ志げ、喜美ト協議シ其取扱方法ヲ定ムベシ

七、系譜記録類、伝家ノ物品、恩賜ノ物品及一切ノ書籍ノ事ハ別ニ之ヲ定ム

八、遺言ノ執行ニハ賀古鶴所ノ立会ヲ求ム

大正七年三月十三日

森 林太郎

遺言

余ハ少年ノ時ヨリ老死ニ至ルマデ一切秘密無ク交際シタル友ハ賀古鶴所君ナリコヽニ死ニ臨ンテ賀古君ノ一筆ヲ煩ハス死ハ一切ヲ打チ切ル重大事件ナリ奈何ナル官憲威力ト雖此ニ反抗スル事ヲ得スト信ス余ハ石見人森林太郎トシテ死セント欲ス宮内省陸軍皆縁故アレドモ生死別ルヽ瞬間アラユル外形的取扱ヒヲ辞ス森林太郎トシテ死セントス墓ハ森林太郎墓ノ外一字モホル可ラス書ハ中村不折ニ依託シ宮内省陸軍ノ榮典ハ絶対ニ取りヤメヲ請フ手続ハソレゾレアルベシコレ唯一ノ友人ニ云ヒ残スモノニシテ何人ノ容喙ヲモ許サス

大正十一年七月六日

森林太郎言 拇印
賀古鶴所書

青空文庫情報

底本：「日本の名隨筆 別巻17 遺言」作品社

1992（平成4）年7月25日第1刷発行

入力：渡邊つよし

校正：浦田伴俊

2000年8月19日公開

2006年5月10日修正

青空文庫作成ファイル：

このファイルは、インターネットの図書館、青空文庫（<http://www.aozora.gr.jp/>）で作られました。入力、校正、制作にあたった

のは、ボランティアの皆さんです。

遺言三種

森鷗外

2020年 7月12日 初版

奥付

発行 青空文庫

URL <http://www.aozora.gr.jp/>

E-Mail info@aozora.gr.jp

作成 青空ヘルパー 赤鬼@BFSU

URL <http://aozora.xisang.top/>

BiliBili <https://space.bilibili.com/10060483>

Special Thanks

青空文庫 威沙

青空文庫を全デバイスで楽しめる青空ヘルパー <http://aohelp.club/>

※この本の作成には文庫本作成ツール『威沙』を使用しています。

<http://tokimi.sylphid.jp/>